

43宇宙委第8号
昭和43年8月29日

殿

宇宙開発委員会委員長 鍋島直紹

第6回宇宙開発委員会臨時会議の開催について

標記会議を下記により開催しますので、ご出席下さい。

記

1. 日時 昭和43年8月30日(金)
午後2時～4時
2. 場所 虎ノ門第一ビル 二階会議室
3. 議題 (1) 昭和44年度宇宙開発関係経費見積り方針
および概算要求概要
(2) その他

第6回宇宙開発委員会臨時会議議事次第

1. 第2回宇宙開発委員会定例会議議事要旨の確認
2. 昭和44年度宇宙開発関係経費の見積り方針および概算要求
概要
3. その他

資 料

委6-1 第2回宇宙開発委員会定例会議議事要旨

〃6-2 昭和44年度における宇宙開発関係経費の見積り方針
および概算要求概要について(案)

第2回宇宙開発委員会定例会議議事要旨

1. 日 時 昭和43年8月20日(火)
14時～16時
2. 場 所 科学技術庁 第2会議室
3. 議事次第 (1) 「委員会議事規則」の審議
(2) 「委員会の当面の議題および運営について」
の審議
(3) 経緯および現状説明
各省庁宇宙関係予算の推移

4. 出席者

委員長代理	山 泉 昌 夫
委 員	岡 義 長
”	吉 識 雅 夫

関係行政機関職員

総理府内閣総理大臣官房参事官	小 泉 武 他
科学技術庁事務次官	井 上 啓次郎
” 官 房 長	馬 場 一 也
” 研究調整局長	梅 沢 邦 臣
文部省大学学術局審議官(代理：大学学術局学術課長 三角哲生)他	
通商産業大臣官房審議官(代理：重工業局航空機武器課 松平久男)他	

工業技術院総務部長（代理：工業技術院研究業務課長
伊場野 貢）他

運輸省大臣官房参事官（代理：官房首席技術調査官
伊藤 博美）他

郵政省電波監理局審議官（代理：電波監理局技術調査課
植田 政司）他

郵政省電波監理局無線通信部長 石川 晃夫 他

建設大臣官房技術参事官（代理：国土地理院測地部長
原田 美道）

事務局

科学技術庁研究調整局宇宙企画課長 山野 正登 他

5. 配布資料

委2-1 委員会議事規則（案）

委2-2 委員会の当面の議題および運営について（案）

委2-3 各省庁宇宙関係予算の推移

6. 議事要旨

(1) 委員会議事規則（案）の審議

事務局より「委員会議事規則（案）」を説明、これに対し
て次のような質疑応答ののち原案どおり決定された。

○ 専門委員の定数は何人か。また、幹事会の仕事は何か。

（答）専門委員の定数は予算上は80人となっている。また、

幹事会の仕事は委員会の開催に際して、事前に議案の整理、

内容の検討等を行なつて委員を補佐することである。

○ 原子力委員会の議事規則と本委員会のそのの違いは何か。

(答) 概ね同様であるが、主な相異は次のとおりである。

- (1) ~~(イ)~~ 幹事会は、原子力委員会では設けられていない。
- (ロ) ~~(イ)~~ 部会の開催に必要な出席者数は、原子力委員会では部会に属する者の $\frac{1}{3}$ 以上となつてゐるが、本委員会では半数以上となつてゐる。

(2) 「委員会の当面の議題および運営について」の審議

- ・ 事務局より「委員会の当面の議題および運営について」案を説明

これに対して、次のような質疑応答があつたのち原案どおり決定された。

○ 宇宙開発計画の策定に関して設ける部会は総合部会のみか。

その他専門部会の必要はないか。

(答) 事務局としては、とりあえず、総合部会を設置したいと考えてゐるが、委員会が必要とみとめれば随時その他の部会を設置することができる。

○ 昭和44年度宇宙開発経費の見積りについて、8月中に暫定的に定めるものと引き続き検討し、10月中に決定するものと両者の関係はどうか。

(答) 経費の見積りは、本来8月末日までには決定すべきもので

あるが今年、委員会の発足が遅れたため審議の期間が短かいこと、および見積りの基本となる宇宙開発計画が決まっていないことのため、8月末に最終決定を行なうことは困難であると考えられる。しかし、これでは各省庁の見積り作成に間に合わないので、とりあえず、8月中に各省庁の要求について暫定的に決定することとし、10月に宇宙開発計画のうち昭和44年度予算に関係のある主としてQ計画の部分を決定することとあいまつて最終決定をしようというものであつて、その際8月の暫定決定に若干の変更を加えることはありうるという考え方である。したがつて、8月の暫定的決定は関係各省庁にその結果を連絡するだけに止め、委員会として内閣総理大臣に意見を述べるのは最終決定に基づいて行なうこととしている。

(3) 経緯および現状説明

「各省庁宇宙関係予算の推移」について関係各省庁より説明

昭和43年8月30日

昭和44年度における宇宙開発関係経費の見積り方針および概算要求概要は、とりあえず次のとおりとする。

なお、本件についてはひきつづき審議を進め、10月中に最終的な決定を行なうこととする。

I 基本方針

昭和44年度宇宙開発関係経費の見積りは、宇宙開発審議会の答申「宇宙開発の長期計画および体制の大綱について」(く42、12、20)に述べられた宇宙開発の基本的事項およびその後における内外の情勢の変化を勘案するとともに国際協力に留意して、次の計画に基づき行なうものとする。

1. 実用実験衛星については、通信の分野における実験衛星として、昭和46年に電離層観測衛星を、また、昭和48年度に実用静止通信衛星を完成することを目標として開発するとともに、航行衛星、気象衛星、測地衛星等の開発のため、当面搭載装置、地上利用施設等の開発を進めることとする。

実用実験衛星打上げ用ロケットについては、昭和46年完成を目標に静止衛星打上げ用ロケット(Nロケット)につなぎ得る中間段階のロケット(Qロケット)を開発し、これにより電離層観測衛星を打ち上げることとし、さらにロケットの開発を進め、昭和48年度完成を目標にNロケットを開発し、これにより実用静止通信衛星を打ち上げることとする。

2. 科学衛星については、前年度にひきつづき、昭和44年度においても電波、天体放射線、粒子線等の観測を目的とする科学衛星を開発し、これらを打ち上げることとする。

科学衛星打上げ用ロケットについては、ひきつづきMロケットの信頼性向上のため開発を進める。

3. 人工衛星および人工衛星打上げ用ロケットの開発および打上げに必要な施設設備の整備を進めるとともに、人工衛星追跡網の強化をはかることとする。また、宇宙開発関連技術についても研究開発を推進することとする。
4. わが国の宇宙開発の本格化に伴い、官学氏が一致協力して開発を行なう機関の新設等、必要な体制の整備を行なうこととする。

II 宇宙開発関係経費の概算要求概要

以上の方針に基づき、昭和44年度各省庁宇宙開発関係概算要求（案）について調整を行なった結果は別表のとおりであり、ここに示す経費はIに述べた計画を遂行するに必ずしも十分な額ではないが、予算編成にあたっては、これらの経費が確保されることが必要である。

この経費によって行なう主な事業は次のとおりである。

1. 実用衛星関係

(1) 通信の分野における実用実験衛星の開発

電離層観測衛星については、前年度にひきつづき搭載機器の開発を行なうとともに、衛星の熱試験モデル、構造試験モデル等を試作し、試験を行なう。

実用静止通信衛星については、ミリ波帯中継器、姿勢制御システム等の開発を行なう。

(2) その他の分野における実用実験衛星の開発等

気象、航行および測地の分野における実用実験衛星については、気象衛星搭載用放射観測装置、航行衛星搭載用電子装置、測地衛星用反射体、利用者用機器等の開発を行なう。

各種の人工衛星に共通な技術については、姿勢制御技術、温度制御技術等の開発を行なう。

(3) 実用実験衛星打上げ用ロケットの開発

Qロケットについては、昭和43年度の基本設計の結果に基づき、詳細設計および各部の試作を行ない、性能確認のため地上試験を行なう。また、Qロケットに必要な液体ロケットを開発するためのLS-Cロケットおよび誘導制御技術確立等のための小型ロケットの飛しょう実験を行なう。

Mロケットについては、関連研究を進めるとともに概念設計を行なう。

(4) 打上げ場および地上試験施設設備の整備

実用実験衛星の開発に必要な大型試験設備については、昭和44年度からスペースシャッター、振動試験設備、加速度試験設備等の整備を進める。

Qロケットの打上げ施設設備および地上試験に必要な地上燃焼試験設備について整備を進める。

2. 科学衛星関係

(1) 科学衛星の打上げ

M-4Sロケットによりオ1号およびオ2号科学衛星を打ち上げる。

(2) 科学衛星の開発

オ2号およびオ3号科学衛星の開発を行なうほか、オ4号科学衛星(試験用)を試作する。

(3) 科学衛星打上げ用ロケットの開発

オ2号科学衛星打上げ用ロケットとして、M-4Sロケットを製作する。

オ3号科学衛星打上げ用ロケットとして、M-4SCロケットを開発する。このため、これに必要な2次噴射推力方向制御(TVC)装置等を開発し、L-4SCロケットにより飛しよう実験を行なう。また、TVC試験および超高層観測を行なうためのM-3Cロケットを開発するとともに地上燃焼試験、飛しよう前機能試験および予備試験を行なう。

(4) 地上施設設備の整備

地上施設設備については、科学衛星関係として光学およびレーザトラッキング装置、安定制御試験装置等を、Mロケット関係としてMロケット高速データ受信装置等を整備充実する。

3 人工衛星追跡網の強化

人工衛星については、距離および距離変化率方式による追跡装置等実用実験衛星および科学衛星追跡のための施設設備の開発および整備を行ない、人工衛星追跡網の強化をはかる。

4 体制の整備

(1) 宇宙開発を本格的に推進するため、宇宙開発委員会を強化し、宇宙開発局の新設を行なうとともに、宇宙開発推進本部を発展的に改組して宇宙開発事業団を新設する。

(2) 宇宙開発関係の研究を促進するため、関係国立試験研究機関の充実をはかる。

5 その他の主要事項

(1) 宇宙開発関連技術の研究の推進等

高信頼性電子部品、光学測定技術等宇宙開発に関連ある基礎的研究を推進するとともに、これらの研究が相互間に調和を保ちつつ開発を進めるよう措置する。

(2) 打上げ実験実施の円滑化

種子島宇宙センターおよび鹿児島宇宙空間観測所におけるロケット打上げ実験の遂行にあたっては、周辺漁業関係者の協力が必要であるので、漁業振興策をもってその円滑化をはかる。

(3) その他

宇宙開発の本格化に伴ない、人材養成、広報啓発、国際協力等の諸事業はますます、その重要性を増しつつあるのでこれらを強力に推進する。